

号外：総会報告 2019年2月4日

会員向情報誌 編集・発行

# 天地有機

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田 6-15-11

電話 03-5812-8055

## 速報:有機中央会2019年総会報告

### 満場一致で事業計画などを承認 新役員を選出

### すべての認証業務の継続

### オーガニックレストランの認証業務を行うことも決定

有機中央会の2019年の年次総会が1月26日予定通り開催され、以下の承認及び決定を行いました。

- ① 2018年の事業活動報告
- ② 2018年の決算報告及び会計監査報告
- ③ 2019年及び2020年の事業活動計画
- ④ 2019年及び2020年の予算
- ⑤ 定款の一部改正
- ⑥ 有機加工酒類の制度改善要望についての特別決議
- ⑦ 役員改選

#### ●96%が議決権行使

総会時の有効議決権総数 256 に対して、当日総会参加、書面議決、委任状など何らかの形で総会に参加した会員は 248 議決権でした。96%を超える議決権行使で総会は、実施されました。

#### ●事業活動報告、事業活動計画、決算報告、予算などは、原案通り採択

第一号議案から第四号議案までは、原案通り採択されました。採択された決算報告の概要は、以下の通りです。なお、今年から決算報告はホームページ上に公開されることになりました。決算報告書をホームページに掲載します(2月8日ころ掲載予定)

#### 【収支概要】

収入総額	26,405,320
事業費支出	179,388,703
管理費支出	8,794,362
経常収支差額	222,255
その他資金収入	34,866

その他資金支出	221,861
当期収支差額	35,260

【正味財産】

当期正味財産増加額	35,260
当期正味財産合計	2,430,084

●オーガニックレストランの認証業務

(有機料理を提供する料理店等の管理方法の日本農林規格)

昨年暮れの12月28日に「有機料理を提供する料理店等の管理方法の日本農林規格」と同認証の技術的基準が告示されました。本会もこの認証業務を行うことを決めました。あわせてこのことを実施する定款の改正を行いました。

●定款の改正

定款については、原案を一部修正し以下のように改正することになりました。

改正箇所	新	旧
第5条(3)	(3) <u>日本農林規格等</u> に関する法律にもとづく食品及び飼料の生産、製造、小分け、流通、販売及びその方法などに係る <u>認証業務</u>	(3) 農林物資の規格化等に関する法律にもとづく食品及び飼料の生産、製造、小分け、流通、販売などに係る認証業務
第5条(11)	(11) <u>日本農林規格等に関する法律にもとづく「有機料理を提供する飲食店等の管理方法」</u> に係る認証業務	新設
第5条(11)の項番の変更	(12) その他目的達成に必要な事業	(11)その他目的達成に必要な事業
第53条	(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公表についてはこの法人のホームページに掲載して行う。</u>	(公告の方法) 第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

●新役員の選出

役員の改選を行い、13名の理事、3名の監事、1名の監事候補を選任しました。川上政彦さんが理事を退任されました。川上政彦さんには、ありがとうございました。お礼申し上げます。

総会後第1回理事会が開催され、理事長、副理事長を互選しました。

### 【有機中央会新役員】

理事長	齋藤修（千葉大学名誉教授）
副理事長	川上紀夫（有限会社八ヶ岳ナチュラファーム代表取締役）
副理事長	和泉真理（一般社団法人日本協同組合連携機構 客員研究員）
理事	宮崎隆典（「NPO 食と健康」理事長、一般財団法人日本消費者協会評議員）
理事	宮沢喜好（松川有機農業研究会、ライラック農園代表）
理事	加藤一隆（一般社団法人日本フードサービス協会顧問）
理事	石谷孝佑（日本生産者 GAP 協会常務理事）
理事	高橋宏通（パルシステム生活協同組合連合会 執行役員 広報本部長）
理事	本橋克晴（株式会社東海マルタ代表取締役）
理事	菅野昌英（日本生活協同組合連合会 産直グループグループマネージャー）
理事	飯野晃子（株式会社プレマ代表取締役）
理事	大山利男（立教大学准教授 日本有機農業学会会長）
理事	佐藤誠（おぼこ農場代表 秋田県有機農業研究会会長）
監事	飯島和宏（上田マルタ 飯島農園代表）
監事	進藤睦夫（元株式会社マルタ経理部長）
監事	久津間紀道（山梨一宮マルタ、彩果園代表）
監事補	丹澤修（山梨一宮マルタ、興隆園代表）

### 【顧問】

西尾道德（元筑波大学教授、環境保全型農業レポートを連載中）
鶴田志郎（株式会社マルタ会長、有限会社鶴田有機農園会長）
井手教義（前有機中央会理事 有限会社粋き活き農場会長）

### 【事務局】

ひきつづき加藤和男が事務局長を務めます。

#### ●特別決議

総会は、特別決議を行いました。

## 有機加工酒類の認証制度の整備を求めます

不平等をなくそう。有機加工酒類に同等制を利用できるようにしよう

財務大臣様

農林水産大臣様

内閣府クールジャパン戦略担当大臣様

(一) 有機加工酒類の認証制度の整備を要望します

酒は、私たちの食生活と文化にとっても重要な役割を果たしています。ビール、ワイン、焼酎、清酒、ミリンとたくさんの種類の酒があり、国や地域の文化と歴史をつくってきました。

このお酒にあっても早くから有機の製品がつくられてきました。世界各国で有機の酒は、有機食品の重要な一角を占め、認証制度が適用されています。日本でも有機加工酒類の生産は少なくありません。しかし、その基準は国税庁のガイドラインが示されているのみとなっています。

認証制度を整備し、有機食品の発展に寄与してほしいところです。またその制度は、国際整合性をとるためにも現在の有機農産物や有機加工食品、有機畜産物と統一的に運用されるものとして整備されることを要望します。

(二) 同等の制度の仕組みを利用し、輸出ができるようにしよう

具体的には、ふたつの不具合の是正を求めます。

①有機加工酒類を有機加工食品の有機原料として使用可能にすること。現在、有機加工酒類は格付けの表示ができないため、有機加工食品の原料として使用することができません。条件を整備し、この点の是正をはかってほしい。

②ヨーロッパ、アメリカなどの同等性国に対して、有機 JAS 制度のもとでの認証により同等性を利用し有機加工酒類の輸出を可能とすること。有機農産物や有機農産物加工食品は、EU、スイス、アメリカ合衆国、カナダなどとの同等性により、有機 JAS 制度にもとづく認証があれば、それらの国々へ有機食品としての輸出が可能です。しかし、有機加工酒類については同等性が適用されず、相手国の認証を取得しなければなりません。

一方輸入される有機加工酒類にあっては「有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化等に関する法律（注）に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの（以下「認証等」という。）を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第 2 項第 1 号から第 3 号の規定を満たすものとする。」（国税庁 「酒類における有機等の表示基準」）とされ、相手国（自分の国）の認証で我が国での有機表示が可能です。

条件を整備し、この点の是正をはかっていただきたい。

2019 年 1 月 26 日

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会総会

\*注

「農林物資の規格化等に関する法律」は、2018 年 4 月 1 日に改正施行され、「日本農林規格等に関する法律」となっている。